

平成22年度包括外部監査報告に対する措置等対応状況(平成24年度継続調査)

管理番号	大項目	中項目	小項目	区分	主な内容	報告書 ページ	改善の状況 ・意見を受けての考え方, 状況	措置等対応状況の 区分
1	使用料の徴収 及び回収状況 について	(2)延滞金の徴 収について		指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は条例に従い、延滞金を計算し、督促手数料を加算した額を下水道使用料と合わせて徴収する必要がある。</li> <li>・延滞金を徴収しないのであれば、その理由を明確にした上で減免の手続を取る必要がある。</li> </ul>	52	井戸水利用者の現行システムに延滞金計算を導入しました。一方、上水道利用者については、水道部の徴収委託において延滞金を徴収することが、水道料金は私債権、下水道使用料は公債権と異なることから、水道部への委託での徴収が困難であるため、今後は別の方法による延滞金徴収を実施します。督促手数料については、財政課において廃止の手続を行います。	措置等を講じた
2	財産管理につ いて	(4) 物品の現物 管理について		指摘事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・柏市財務規則第283条に従い管理を実施する必要がある。</li> <li>・現物があって物品一覧表に記載のない物品は、柏市財務規則第269条(物品等の出納の記録)及び第272条(所管換)等に従った処理を行う必要がある。</li> <li>・不用等であれば柏市財務規則第276条(不用の決定等)に従い不用の決定を行い、第277条(物品の処分)に従い、適切に処分すべきである。</li> <li>・物品一覧表にあって現物がない物品は、柏市財務規則第272条(所管換)に則り処理する必要がある。</li> <li>・紛失の場合は第271条(物品の返納)に従って処理を行っているが、紛失は物品の返納には当たらないため、別途規則等を設ける必要がある。</li> </ul>	108	平成24年8月31日で会計管理者に【平成24年度一般備品調査表】を提出。『不明品(登録未処理)理由書』を含む。34件処理しました。	措置等を講じた